

平成十八年十一月二十七日提出  
質問第一八二号

外務省が保管するワインに関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が保管するワインに関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第一四五号）を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」において、「お尋ねの約八千本のワインについては、取得後比較的速やかに供用することを通例とするものであると否とにかかわらず、物品管理簿等必要な帳簿に必要な事項を記載又は記録している。」という事実が明らかになったが、物品管理簿等必要な帳簿はどこに保管されているか。

二 一でいう物品管理簿等必要な帳簿のうち、物品管理簿以外にどのような帳簿があるかすべて明らかにされたい。

三 物品管理簿等必要な帳簿に記載又は記録されている必要な事項とは何か、具体的にすべてあげられたい。

四 外務省が保管するワインの内、購入価格が十万円を超えるものは何本か。

五 外務省が保管するワインの内、購入価格が五万円を超えるものは何本か。

六 外務省が保管するワインの内、購入価格が二万五千円を超えるものは何本か。

七 外務省が保管するワインの内、購入価格が一万円を超えるものは何本か。

八 ワインの使用にあたってはどのような手続きがとられるか。

九 外務省は保管するワインを適正に使用しているか。

右質問する。